

長野県家庭婦人バスケットボール連盟

規 約



- 第 1 章 名称・事務局
- 第 1 条 本連盟は、長野県家庭婦人バスケットボール連盟（以下、本連盟という）と称する。
- 第 2 条 本連盟には事務局を置く。事務局の設置場所については、理事総会においてこれを定める。
- 第 2 章 目的・事業
- 第 3 条 本連盟は、家庭婦人により構成された長野県内のバスケットボールチームを統括し、チーム間相互の親睦と技術の向上を図ると共に、家庭婦人スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本連盟は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）各種大会の開催
（２）その他必要と思われる事業
- 第 5 条 本連盟の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末までとする。
- 第 3 章 組織、役員
- 第 6 条
- 第 1 項 本連盟は、家庭婦人により構成されたバスケットボールチームで、本連盟の目的に賛同し、本連盟に加入登録されたチームをもって組織する。
- 第 2 項 チームの構成員は、原則として長野県在住者及び出身者とする。
- 第 7 条 本連盟は、長野県バスケットボール協会に所属し、その指導・助言・協力を受けるが、連盟の主催する事業の企画・運営については、主体性をもってこれにあたるものとする。
- 第 8 条 本連盟には次の役員をおき、役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
その任期は前任者の残任期間とする。
- | | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| （１）会長 | １名 | （２）副会長 | 若干名 |
| （３）理事長 | １名 | （４）副理事長 | 若干名 |
| （５）事務局長 | １名 | （６）常任理事 | ６名 |
| （７）理事 | 必要な人数 | （８）監事 | ２名 |
| （９）顧問 | 若干名 | （１０）参与 | 必要な人数 |

第 9 条 会長・副会長は、理事総会の推薦によって就任する。
会長は、本連盟の会務を統括し、本連盟を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長の職務遂行に差し支えがある時はその職務を代行する。

第 10 条 理事長・副理事長は、理事総会において理事の互選によって選出する。
理事長は、常任理事会・運営委員会を統轄し、本連盟の一般業務を執行する責任を負い、会長及び副会長の職務遂行に差し支えがある時はその職務を代行する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長の職務遂行に差し支えがある時はその職務を代行する。

第 11 条 事務局長は、理事総会において理事の互選によって選出する。
事務局長は、本連盟の事務を遂行する。

第 12 条 常任理事は、理事総会において理事の互選によって選出し、運営委員会の各委員長となって、委員会を統括する。

第 13 条 理事は、各チーム2名とし、それぞれのチームの推薦によって選出する。
尚、会長は、必要に応じ若干名の理事を推薦する事ができる。
理事は、本連盟の事業の企画・運営及び審議に当たる。

第 14 条 監事は、理事総会において選出し会長が委嘱する。監事は本連盟の会計を監査する。

第 15 条 顧問は、理事総会の推薦により会長が委嘱する。
参与は、本連盟の発展に功績があった者から、理事総会の推薦によって会長が委嘱する。
顧問は、本連盟の最も重要な事項について、会長の求めにより助言に当たる。
参与は、本連盟の重要な事項について、理事総会の諮問を受け相談に当たる。

第 4 章 会議

第 16 条 本連盟には、次の会議を置く。
(1) 理事総会 (2) 常任理事会
(3) 運営委員会 (4) その他、必要な会議

- 第 17 条 理事総会は、本連盟の最高議決機関であり、会長がこれを召集し議長の任に当たる。
定例理事総会は、原則として毎年3月中に開催するものとし、緊急の場合には、常任理事会の求めによって、臨時に開催することができる。
- 第 18 条 理事総会においては、次の事項を審議する。
(1) 事業報告並びに事業計画
(2) 決算報告並びに予算計画
(3) 役員を選出
(4) 規約の改正
(5) 加盟費・連盟費・大会参加費の金額
(6) その他、本連盟の重要事項
- 第 19 条 理事総会は、本連盟の顧問・参与を除く役員により構成し、登録チーム数の2/3以上の理事の出席により成立する。
- 第 20 条 理事総会における決議は、出席者の総意を原則とするが、総意が得られない時は、規約の改正に関する事項を除く他の事項について、出席者の過半数の賛成により議決する。
- 第 21 条 常任理事会は、本連盟の執行機関であり、理事長がこれを召集し議長の任に当たる。常任理事会は、必要に応じて開催することができる。
- 第 22 条 常任理事会においては、次の事項を審議する。
(1) 理事総会で審議する事項の原案の作成
(2) 本連盟の主催する各種大会の組合せ及び運営方針
(3) 予算執行の方針と行使
(4) 関係諸団体との連絡・調整及び必要な会議への出席
(5) 本連盟に必要な事業の企画
(6) チームの加盟及び脱退
(7) その他、本連盟に必要な事項
- 第 23 条 常任理事会は、理事長・副理事長及び総務・財務の各担当常任理事他審議する事項に関連する各担当理事により構成する。

第 24 条 運営委員会は本連盟の運営機関であり、次の委員会により構成する。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 総務委員会 | (2) 財務委員会 |
| (3) 競技委員会 | (4) 審判委員会 |
| (5) 普及委員会 | (6) 報道委員会 |

第 25 条 各委員会は委員長が召集し、それぞれの必要事項についての企画・運営に当たる。

第 26 条 各委員会には、常任理事会の推薦により、選出する、副委員長を置くことができる。

第 5 章 加盟及び脱退

第 27 条 本連盟に新たに加盟しようとするチームは、理事長を通じて申請し、常任理事会の承認を得るとともに、加盟費を支払わなければならない。

第 28 条 本連盟を脱退しようとするチームは、理事長を通じて申請し、常任理事会の承認を得るとともに、連盟費等の滞納のある時は、速やかに支払わなければならない。

第 6 章 会計

第 29 条 本連盟の経費は、加盟費・連盟費・事業による収入及びその他をもってこれにあてる。また、加盟費・連盟費の金額は理事総会において定める。

第 30 条 本連盟の主催する大会に参加するチームは、大会参加費を納めるものとし、その金額は理事総会において定める。

第 31 条 本連盟の会計年度は、事業年度に準ずる。

第 7 章 規約改正

第 32 条 本連盟の規約に関する改正は、理事総会において、出席者の 2 / 3 以上の賛成による議決を必要とする。

附 則

本規約は昭和56年3月1日より施行する。

本規約を一部改正し、昭和62年3月1日より施行する。

本規約を一部改正し、昭和63年3月1日より施行する。

本規約を一部改正し、平成2年3月1日より施行する。

本規約を一部改正し、平成4年4月1日より施行する

本規約を一部改正し、平成10年4月1日より施行する

本規約を一部改正し、平成13年4月1日より施行する

本規約を一部改正し、平成16年4月1日より施行する

本規約を一部改正し、平成26年4月1日より施行する